

クマやシカのトラブル

出没注意！

ヒグマの生態的特性

近年、野生動物による農林業被害や車両事故等が増加しています。赤平市内でもエゾシカによる農産物の被害や車両との接触事故が数件起っています。また、ヒグマの目撃情報も寄せられ、最近では住宅地において出没の傾向もあり、山菜・キノコ採りなどで入林した際にヒグマに遭遇してしまう場合もあります。そこで、事故等の多いエゾシカ・ヒグマの生態についての理解を深め、トラブルを未然に防止しましょう。

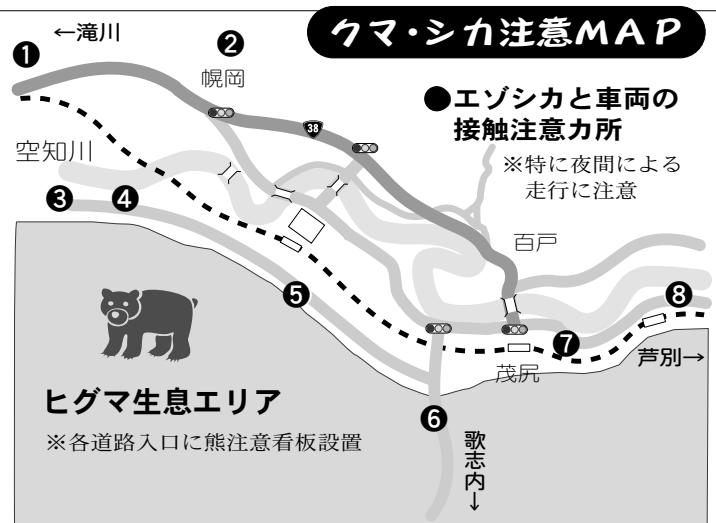
【エゾシカ】

明治初期に多くが狩猟され、乱獲などにより一時絶滅寸前となりました。その後、保護政策や天敵であるエゾオオカミの絶滅により、個体数が回復、一転して増加し始めました。生息数は2009年度の推定で64万頭と公表されています。それに伴い、農林業被害や交通事故といった人間経済への被害が増加し、農林業被害額は、2010年には50億円を超える、エゾシカを原因とする交通事故(自動車、列車衝突事故)も多発しています。

エゾシカの生態的特性

■エゾシカはニホンジカの亜種の中で最大の体重を持つ。■2才以上のメスジカの妊娠率は極めて高く90%を超過、さらに、近年の暖冬の影響などで自然死亡する割合が低下しており、捕獲されないなどの条件下では年率15%~20%程度の高い増加率(4~5年で2倍増える)を示す。■メスジカの平均寿命は3~4歳、最長で20歳近くまで生きる。■エゾシカは林縁を中心とした生活場所として、ほとんどの食物を食べる幅広い食性を持つことから農林業被害を引き起こしやすいほか、生息密度が極めて高くなると、植生の著しい退行など森林生態系に大きな影響を与える。■阿寒個体群のメスジカは、夏の行動圏と冬の行動圏の間を毎年規則的に往復する「移動個体」と、年間を通じて越冬地にとどまる「定住個体」の2タイプに大きく区分できる。

個体による季節移動の距離は、長いもので100kmを超える。



暗いときは特にキケン！注意して走るシカない！

- ① 第2工業団地付近国道38号
- ② エルム高原方面基線
- ③ 住吉入口付近道道赤平滝川
- ④ 下水道橋付近道道赤平滝川
- ⑤ 道道こもれび通付近
- ⑥ 道道赤平奈井江線
- ⑦ 茂尻本町国道38号
- ⑧ 平岸東町国道38号

■ヒグマは北海道を代表する大型野生物であり、豊かな自然の象徴でもあります。■毛色は個体によって違いがあり、黒色や褐色のものが多く、金毛や銀毛が混じるものや、胸に白い三月型の模様が入るものもいます。■体重は、オスで150kg~400kg、メスで60kg~120kg程度になり、日本に生息する最大の陸上動物です。■耳や鼻の感覚はとても敏感ですが、目はあまりよくないといわれています。■身体能力は優れており、時速50km程度の速さで走ることができます。■小さな個体であれば簡単に木にも登ります。■基本的には単独で生活しますが、子どもは生み冬眠穴の中で出産します。■冬眠は12月~4月に及びますが、その年の気候や地域の状況によって異なります。

■食物は基本的には植物食の強い雑食性で、季節ごとに採食するものは変化します。春：ザゼンソウ・イラクサ・セリ科・マタタビ・ヤマブドウ・サケ・マスなど。夏：セリ科・フキ・アリ・ザリガニなど。秋：ミズナラ（ドングリ）・コクワ・マタタビ・ヤマブドウ・サケ・マスなど。死体など。



【ヒグマ】

ヒグマは本州に住むツキノワグマなどに比べて、格段にその

体が大きく、森林地帯に生息し、ツキノワグマに比べると肉食の傾向が大きい。植物やサケ、マスなどの魚類、木の実、果実などを食べ、冬になると長期間穴にこもり冬ごもりをします。これは、わずかな音や匂い、刺激にも目を覚ます非常に浅い眠りであり、注意が必要です。ヒグマは、3月中旬から4月中に冬眠穴から出て、活動を始めますが、一般的に子連れヒグマの母親は、行動が制約されることなどが、一般的に危険性が高いことが知られています。また、秋には山の実が不作の場合、エサを求めて人家周辺等への出没も予想されることがあります。



エゾシカ

医療給付を行っています

重度心身障がい者・ひとり親家庭・乳幼児等へ医療費助成

1自己負担額

(1) 市民税課税世帯へ保険適用となる医療費の1割負担(1ヵ月の自己負担限度額は、通院の場合12,000円、入院の

場合44,400円)

(2) 3歳未満児・市民税非課税世帯へ初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)を負担、再診は無料

3乳幼児等医療給付事業における小学生の入院について対象者が入院される際、申請を受け付けます。印鑑、保険証の写しを持参の上、申請手続きを行ってください。

※医療費を支払った後でも助成を受けることができます。

4重度心身障がい者・乳幼児等医療の年度更新について

現在お使いの受給者証は、有効期限が7月31日までとなっています。これまで、更新手続きとして申請書の再提出をお願いしてきましたが、今年8月以降からは本人手続きを省略し、7月中に新しい受給者証をお送りします。

ただし、平成23年1月1日以前の住民登録が赤平市外の方は、前住所地の所得・課税証明書(平成22年分)の提出が必要な場合もあります。また、未申告の方は申告が必要です。

2対象者と給付の範囲

◆重度心身障がい者医療給付事業

身体に障がいのある方で、1～3級(ただし、3級にあっては内部障がいに限る)の「身体障害者手帳」をお持ちの方
知的障がいのある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定(診断)された方

精神障がいのある方で、1級の「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方

◆ひとり親家庭等医療給付事業

ひとり親家庭の父または母

18歳になる年度の末日(3月31日)までの児童扶養または監護している方 ※18歳～20歳未満のお子さんを扶養または監護している場合、引き続き助成を受けられることがあります。

ひとり親家庭の児童

18歳になる年度の末日(3月31日)までの児童 ※18歳～20歳未満で扶養または監護されている場合、引き続き助成を受けられることがあります。

◆乳幼児等医療給付事業

就学前児童(6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで)

小学生(12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで)

※薬の容器代・文書料・差額ベッド代などや保険外診療、食事代や生活療養にかかる費用は助成の対象となりません。

※前年の所得額によっては、対象とならない場合もあります。

問合せ 32-2216
子ども未来・医療給付

予算外です)また、保険料の納付が猶豫されます。申請手続きは、市役所

また、退職(失業)を理由とした特例免除制度もあります。特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に對象となり、失業された方の所得を除外して免除の審査を行います。手続きの際には、雇用保険受給資格者証、離職票等が必要です。(これらを添付されると本人所得審査対象となります。申請手続きが猶豫されます。)

日本年金機構に住民票コードが収録されている年金受給者の方については、直接、日本年金機

構において住民基本台帳ネットワークから住所変更情報等が取得できるようになり、平成23年7月以降、これまで年金事務所に届け出ていた「住所変更届」が原則不要となります。

*介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なる場合には、引き続き住所変更届を提出いただく必要が

経済的な理由等で保険料を納めることができ困難な場合、申請をして承認されると保険料の納付が免除される申請免除制度があります。申請免除制度には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される一部納付があります。一部納付には、「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の三種類があります。本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付が承認されます。

所市民年金係または砂川年金事務所 52-2144まで
免除申請の提出期限について

免除・納付猶予の申請期間は平成22年7月分～平成23年6月分までを申請される場合は、平成23年7月分～平成24年6月分までを申請される場合は、平成24年7月分～平成24年6月分までを申請される場合は、平成24年7月末日まで。平成23年7月中は、両期間に係る申請ができますので提出はお早めにお願いします。

日本年金機構に住民票コードが収録されている年金受給者の方については、直接、日本年金機構において住民基本台帳ネットワークから住所変更情報等が取得できるようになり、平成23年7月以降、これまで年金事務所に届け出ていた「住所変更届」が原則不要となります。